

青 葉 中 学 校 P T A

規 約 ・ 規 程

舞鶴市立青葉中学校 P T A

***** 目 次 *****

1	青葉中学校 P T A 規約	1
2	役員及び会計監査委員選出規程	8
3	学級委員・地域委員及び専門部員選出規程	10
4	役員及び会計監査委員推薦委員会規程	12
5	選挙管理委員会規程	14
6	旅費及び慶弔等規程	15

青葉中学校PTA規約

平成3年12月13日制定

(名称)

第1条 本会は、「舞鶴市立青葉中学校PTA」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、青葉中学校（以下「本校」という。）に置く。

(組織)

第3条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する教職員（以下「会員」という。）で組織する。

(目的)

第4条 本会は、教育の振興と生徒の福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) 教育環境の改善・向上に関すること。
- (3) 生徒の福祉の増進に関すること。
- (4) 会員相互の親睦及び教養に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者から
- (2) 副会長 2名 保護者から男女各1名
- (3) 総務 2名 保護者及び教職員から各1名
- (4) 会計 2名 保護者及び教職員から各1名

(5) 幹事 2名 保護者から男女各1名

- 2 本条の役員は、会員の中から選出する。
- 3 本条の保護者とは、本校に勤務する教職員を除く。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 総務は、会長の命を受け会務を処理する。
 - (4) 会計は、本会の会計を処理する。
 - (5) 幹事は、会長の要請を受け本会の職務に従事する。
 - (6) 役員は学級委員の選出を行う。
- 2 役員は、本会の他の職務を兼任できない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員の補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会計監査)

第9条 本会に、会計監査委員2名を置く。

- 2 会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会において監査結果を報告する。
- 3 会計監査委員の仕事は、1年とし、再任できない。
- 4 会計監査委員は、本会の他の職務を兼任できない。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置く。

- 2 本校の、学校長及び教頭があたる。
- 3 本会の、各会議に出席し意見を述べることができる。

(役員及び会計監査委員の選出)

第11条 本会の、役員及び会計監査委員の選出は、別に定める規程による。

- 2 役員及び会計監査委員に、欠員が生じたときは、別に定める規程により欠員を補充することができる。

(学年委員会)

第12条 本会の、各学年に学年委員会を置く。

- 2 学年委員会は、各学級より選出された2名の委員（以下「学級委員」という。）及び各学年担任教員で構成する。
- 3 学年委員会は、第5条の事業執行に際し、中心的な役割を果たすとともに、当該学年の生徒の健全育成と会員相互の親睦を図る。
- 4 学年委員会は、同会が必要と認めて決議した事項について、学校長、役員会及び運営委員会に具申する。
- 5 学年委員会は、当該学年の学級委員の互選により、委員長1名・副委員長2名を選出する。
- 6 学年委員長は、学年委員会を招集し、同会を主宰する。
- 7 学年副委員長は、学年委員長を補佐し、同委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 学級委員は、当該学級を代表し本会の目的達成に努めるとともに、学年委員会の決議した事業について、その事業活動に参加する会員の推進力となる。
- 9 学級委員の任期は、1年とする。ただし、再任は、妨げない。
- 10 学級委員は、会長が委嘱する。

(地域委員会)

第13条 本会に、地域委員会を置く。

- 2 地域委員会は、校下の地域から選出された委員（以下「地域委員」という。）及び各地域担当の教員で構成する。
- 3 地域委員会は、第5条の事業執行に際し、中心的な役割を果たすとともに、生徒の校外生活について事業を行う。

- 4 地域委員会は、同会が必要と認めて決議した事項について、学校長、役員会及び運営委員会に具申する。
- 5 地域委員は、当該地域生徒の校外生活について、適切な処置を講じるとともに、地域団体の生徒に関する活動に協力する。
- 6 校下を、次のとおりに区分（以下「地区」という。）し、具体的な分団については年度末の地域委員選出時に決定する。
 - (1) 与保呂地区 (2) 行永上地区 (3) 森 上地区 (4) 行永下地区
 - (5) 森 下地区 (6) 浜 地区 (7) 北吸 地区
- 7 各地区は、当該地区の地域委員の互選により、区長1名・副区長2名を選出する。
- 8 区長は、当該地区の地区委員会を招集し、同会を主宰する。
- 9 地域委員会は、区長の互選により、委員長・副委員長各1名を選出する。
- 10 地域委員長は、地域委員会及び区長会を招集し、地域委員会・区長会を主宰する。
- 11 前条第7項から第10項を準用し、「学年」・「学級」を「地域」に読みかえる。

（専門部）

第14条 本会に、専門部を置く。

- 2 第5条の事業を円滑・効果的に推進するため、次の事業を行う。
 - (1) 文化部 文化・教養に関すること。
 - (2) 広報部 広報に関すること。
 - (3) 保健体育部 保健・衛生体育に関すること。
 - (4) 環境整備部 施設等に関すること。
- 3 各専門部会は、所属する専門部員及び教職員で構成する。
- 4 第12条第4項から第10項までを準用し、「学年委員会」・「学級委員」及び「正副委員長」を「各専門部会」・「各専門部の部員」及び「正・副部長」に読み替える。

（学級委員・地域委員及び専門部員の選出）

第15条 本会の、学級委員・地域委員及び専門部員の選出は、別に定める規程による。

- 2 学級委員・地域委員及び専門部員に、欠員が生じたときは、別に定める規程により欠員を補充することができる。

(特別委員会)

第16条 本会は、必要に応じて特別委員会を置く。

- 2 特別委員会は、第5条の事業に関するもののほか、会長が必要と認めた事項について積極的に活動を推進する。
- 3 特別委員会は、特別委員及び担当教員で構成する。
- 4 特別委員会は、特別委員の互選により、委員長を選出する。
- 5 特別委員は、会長が必要と認めた期間を委嘱する。

(総会)

第17条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催し、第3条に定める会員で構成する。
- 3 総会は、次のことを審議決定する。
 - (1) 当該年度の事業計画・予算の決定及び事業報告・決算の承認
 - (2) 規約の制定及び改廃
 - (3) 教職員から選出された役員の承認。ただし、欠員の補充は除く
 - (4) その他重要事項の決定
- 4 総会を開催する場合は、開催日の3日以前に付議事項を会員に通知する。
- 5 臨時総会は、会員の5分の1以上の請求があったとき、若しくは、会長が必要と認めたとき開催する。
- 6 総会の議長及び副議長各1名は、役員及び教職員を除く会員から、その都度選出する。

(議決)

第18条 総会等の定足数は、会員の2分の1（委任状を含む。）以上とする。

- 2 議決は、実出席者の過半数で成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

(運営委員会)

第19条 本会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、役員・学年委員長・地域委員長及び専門部長並びに顧問及び学年委員会・地域委員会・専門部の担当教員で構成する。

3 運営委員会は、次のことを審議決定する。

- (1) 本会の、運営に関する事項
- (2) 学年委員会・地域委員会及び専門部会から具申のあった事項
- (3) 規程の制定及び改廃

4 運営委員会は、会長が招集する。

(役員会)

第20条 本会に、役員会を置く。

2 役員会は、第6条1項に定められた役員で構成する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長が、必要と認めた事項及び会務
- (2) 学年委員会・地域委員会及び専門部会から具申のあった事項及び提案事項等

4 役員会は、会長が招集する。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費等の収入による。

2 会費は、 P T A活動費……1家庭・1教職員月額200円
生徒活動援助費……1生徒月額250円 の合計とする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(旅費及び慶弔等)

第23条 本会の旅費及び慶弔等は、別に定める規程による。

(附 則)

1 この規約は、平成3年12月14日から施行する。

2 次の規約は、平成3年12月14日をもって廃止する。

- (1) 昭和40年3月3日から実施の「舞鶴市立青葉中学校P T A規約」

- (2) 会費 80 円等を改正し、昭和 48 年 4 月 29 日から実施の「舞鶴市立青葉中学校 P T A 規約」
 - (3) 副会長 4 名制等を改正し、昭和 49 年 2 月 17 日から実施の「舞鶴市立青葉中学校 P T A 規約」
 - (4) 会費 100 円等を改正し、昭和 50 年 4 月 29 日から実施の「舞鶴市立青葉中学校 P T A 規約」
 - (5) 名称等を変更し、昭和 53 年 4 月 29 日から実施の「舞鶴市青葉中学校育会規約」
 - (6) 安全会加入等を改正し、昭和 54 年 4 月 29 日から実施の「舞鶴市立青葉中学校育友会規約」
 - (7) 専門部 4 部制等を改正し、昭和 55 年 4 月 29 日から実施の「舞鶴市立青葉中学校育友会規約」
- 3 この規約は、定期総会を変更し平成 7 年 5 月 6 日から施行する。
 - 4 この規約は、会費 150 円を改正し、平成平成 9 年 4 月 27 日から施行する。
 - 5 この規約は、会費 200 円を改正し、平成平成 12 年 4 月 23 日から施行する。
 - 6 この規約は、役員の仕事を変更し平成 14 年 4 月 27 日から施行する。
 - 7 この規約は、平成 19 年 12 月 8 日に改定し、平成 19 年 12 月 9 日から施行する。
 - 8 この規約は、平成 24 年 4 月 28 日に改定し、平成 24 年 4 月 29 日から施行する。
 - 9 この規約は、平成 25 年 4 月 27 日に改定し、平成 25 年 4 月 28 日から施行する。

役員及び会計監査委員選出規程

第1条 本会の、規約第11条に基づき、役員及び会計監査委員（以下「役員等」という。）の選出は、この規程による。

第2条 役員等は、立候補により選出する。

- 2 立候補の届けは、役職名及び氏名を選挙管理委員長に届ける。
- 3 立候補の受付は、告示の日から5日間とする。

第3条 前条において、規約第6条及び第9条第1項に定める役員等に、定員以上の立候補がある場合は、選挙を行う。

- 2 立候補のない役員等については、役員及び会計監査委員推薦委員会規程により、推薦された者を候補者とする。

第4条 規約第6条及び第9条第1項に定める役員等の立候補が、定員の場合は、信任投票により選出する。

- 2 立候補のない役員等及び立候補があっても定員に満たない役員等がある場合は、役員及び会計監査委員推薦委員会規程により推薦された者を候補者とし、信任投票により選出する。
- 3 信任投票は、信任を○印、不信任は×印とし、白紙で投票されたものは信任とみなす。

第5条 選挙は、新年度本会に在籍する会員で行う。

- 2 選挙権は、1家庭1票、1教職員1票とする。
- 3 選挙は、所定の投票用紙を会員に配布し、投票を行う。
- 4 投票用紙には、立候補届の役職名及び氏名を記載する。
- 5 投票は、投票用紙配布後3日間とする。
- 6 選挙は、得票数の多い者を当選とする。
- 7 得票が、同数の場合は、選挙管理委員長の責任の下、立候補者が抽選し決定する。
- 8 当選者が、確定した場合は、選挙管理委員長が会員に公示する。

第6条 規約第6条（3）・（4）項の教職員から選出する役員（総務及び会計）は
教職員の互選により選出する。

2 欠員を補充する場合は、運営委員会の承認を得る。

（附 則）

1 この規約は、平成3年12月14日より施行する。

2 この規約は、平成19年12月8日に改定し、平成19年12月9日から施行する。

学級委員・地域委員及び専門部員選出規程

第1条 本会の、規約第15条に基づき、学級委員・地域委員及び専門部員の選出は、この規程による。

(学級委員)

第2条 学級委員の選出は、次のとおりとする。

- 1 学級委員の選出業務は、役員会が行う。
- 2 学級別会員名簿を、当該学級の会員に配布する。
- 3 学級別会員名簿と同時に、投票用紙を配布し、各学級で男1名・女1名を連記して、投票を行う。
- 4 選挙権は、1家庭1票、1教職員1票とする。ただし、1家庭で複数の生徒が本校に在籍している場合は、各学級で行使できる。
- 5 開票の結果は、当選者に文書で通知し、会員には総会資料で発表する。ただし、得票数は発表しない。
- 6 得票が同数の場合は、会長の責任の下、役員会が抽選し決定する。
- 7 1家庭で2名選出された場合は、希望により1名にすることができる。
- 8 1会員が、複数の学級で選出された場合は、高学年が優先する。ただし、同学年の場合は、1学級とする。
- 9 学級委員に、欠員ができた場合は、次点者を委員とすることができる。
- 10 被選挙者で、やむを得ない事情で委員を受けられない会員は、新年度が始まる1ヵ月前までに、理由を書面で会長に提出する。
- 11 役員会は、前項の申立てがあった場合、公正な審査及び審議を行い、結果を本人に文書で通知する。
- 12 連続する2年目は断ることができる。

(地域委員)

第3条 地域委員の選出は、次のとおりとする。

- 1 地域委員は、各地域で男女問わず1～2名を選出する。
- 2 各地域の地域委員の定数は、当該地域の生徒数により、増減することができる。

ただし、増減する場合は、あらかじめ役員会に申告し、承認を得る。

- 3 選出は、各地域で民的に実施し、その業務は前年度地域委員があたる。
- 4 地域委員に、欠員ができた場合は、補充することができる。その業務は、当該地域の地域委員があたる。

(専門部員)

第4条 専門部員の選出は、次のとおりとする。

- 1 各学年で、学年委員会を開催し、各学級より選出された2名の学級委員から各専門部に適した部員を選出する。
- 2 地域委員会を開催し、各地域より選出された地域委員から各専門部に適した部員を選出する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成3年12月14日より施行する。
- 2 この規程は、平成11年10月20日より施行する。
- 3 この規程は、平成14年4月27日より施行する。
- 4 この規程は、平成19年12月8日に改定し、平成19年12月9日から施行する。

役員及び会計監査委員推薦委員会規程

第1条 役員及び会計監査委員（以下「役員等」という。）を推薦するため、役員及び会計監査委員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

2 推薦委員会は、選挙管理委員長の招集した日より発足する。

第2条 推薦委員会は、規約第13条第7項の区長及び副区長各地区1名並びに再選資格のない規約第6条（1）及び（3）項の役員（会長及び総務）（以下「推薦委員」という。）で構成する。

2 推薦委員会は、役員及び会計監査委員選出規程第3条第2項に基づき、役員等の候補者を推薦する。

3 推薦委員は、区長及び副区長各地区1名の互選により正副委員長各1名を選出する。

4 推薦委員会委員長は、推薦委員会を招集し、同会を主宰する。

5 推薦委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 推薦委員会委員長は、推薦委員の合意のもと、同会を代表し役員に意見を聞くことができる。

第3条 候補者の推薦は、役職名及び候補者名を記載し、文書で選挙管理委員長に提出する。

2 前項の推薦は、選挙管理委員会より指示された日迄に行う。

第4条 推薦委員は、役員等の候補者に推薦された場合、推薦委員会委員長に申告し、推薦委員を辞任しなければならない。

2 推薦委員会委員長は、役員等の選出に伴い、被推薦資格をもたない。

3 推薦委員会委員長は、本条の第1項が理由で委員に欠員が生じた場合は、欠員を補充することができる。

第5条 推薦委員の、任期は1年とし、当該年度の補欠選挙及び次年度の役員等の推薦業務にあたる。

2 推薦委員は、職務上知り得た事項及び審議内容等を守秘しなければならない。

(附 則)

1 この規程は、平成3年12月14日より施行する。

2 昭和51年5月1日より実施の「舞鶴市立青葉中学校育友会役員推薦委員会規定」は、平成3年12月14日をもって廃止する。

3 この規程は、平成19年12月8日に改定し、平成19年12月9日から施行する。

選挙管理委員会規程

第1条 役員・会計監査委員（以下「役員等」という。）の選出に関する事務を処理するため選挙管理委員会を置く。

2 本条の役員とは、教職員から選出する役員を除く。

第2条 役員及び会計監査委員推薦委員会規程並びに地域委員及び専門部員選出規程第2条に定める職務をつかさどる。

第3条 選挙管理委員会は、副区長各地区1名及び教職員3名（以下「選挙管理委員」という。）で構成する。

2 選挙管理委員は、互選により、正・副委員長各1名を選出する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を招集し、同会を主宰する。

4 選挙管理副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4条 選挙管理委員は、役員等の候補者に推薦された場合、選挙管理委員長に申告し、選挙管理委員を辞任しなければならない。

2 選挙管理委員長は、役員等の選出に伴い、被選挙権をもたない。

3 選挙管理委員長は、本条第1項が理由で委員に欠員が生じた場合、欠員を補充することができる。

4 選挙管理委員と推薦委員は、兼任できない。

2 選挙管理委員は、職務上知り得た事項及び審議内容は守秘しなければならない。

6 選挙管理委員の任期は、1年とし、当該年度の補欠選挙及び次年度の選挙業務にあたる。

（附 則）

1 この規程は、平成3年12月14日より施行する。

2 昭和51年5月1日より実施の「舞鶴市立青葉中学校育友会選挙管理委員会規程」は、平成3年12月14日をもって廃止する。

3 この規程は平成14年4月27日より施行する。

4 この規程は、平成19年12月8日に改定し、平成19年12月9日から施行する。

旅費及び慶弔等規程

第1条 本会の、旅費及び慶弔等はこの規程による。

(傷害補償)

第2条 本会は、本会の目的達成のため活動中の会員に対する傷害補償のためPTA安全会に加入する。

(旅費)

第3条 旅費は、往復交通費及び宿泊費の実費を支給する。

2 交通費は、目的地までの最短距離とし、複数の交通機関のある場合は、安価な交通機関とする。

(慶弔)

第4条 教職員の、退職に際して3,000円の記念品代をおくる。

第5条 弔慰金は、次のとおりとする。

- 1 会員が、病気等の事故により死亡のときは、香典として一金5,000円をおくる。
- 2 生徒が、病気等の事故により死亡のときは、香典として一金5,000円をおくる。
- 3 会員が、本会の主催する行事で事故が生じた場合及び家庭での不慮の災害には役員会で協議し見舞金をおくる。

(その他)

第6条 その他の事項については、役員会で協議する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成3年12月14日より施行する。
- 2 昭和55年5月1日より実施の「青葉中学校育友会弔慰金規程」は平成3年12月14日をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成19年12月8日に改定し、平成19年12月9日から施行する。